6.5　車両運行計画

1）搬入時間

計画施設への廃棄物の搬入時間は、以下のとおりとする。

受付時間：8 時 30 分から 16 時 30 分

受 付 日：月曜日から金曜日

※土曜日は、市町の状況に応じて開場

※祝日の場合、開場する

※年始（1/1～1/3）を除く

2）搬入・搬出車両台数

計画処理量が最も多くなる令和 15 年度時点で、計画施設に搬入・搬出するごみ収集車両、自己搬入車両等は、併せて 330 台/日程度と想定する。

3）主な搬出入道路

ごみ収集車両等の搬出入道路は、図 2.6.5-1 に示すとおりである。

上尾市側からの主な搬入道路は、県道上尾環状線、国道 17 号、県道上尾蓮田線などを経て、さいたま菖蒲線、計画中の都市計画道路上尾伊奈線となる。また、国道 17 号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬入道路となり、ごみ収集車両等は、対象事業実施区域の南側から進入する。なお、自己搬入車両出口は、都市計画道路上尾伊奈線を想定しているが、ごみ収集車両等出口については、対象事業実施区域の北側のさいたま菖蒲線を想定している。

伊奈町側からは県道上尾久喜線、県道さいたま菖蒲線、県道蓮田鴻巣線などを経て、町道 15 号線、都市計画道路上尾伊奈線が主な搬出入道路となる。

4）ごみ収集車両等による負荷の軽減

ごみ収集車両等による道路環境への負荷の軽減のため、以下に示す対策を検討する。具体的な対策内容は、今後確定する予定である。

・一般公道に搬入待ちの車両が滞留しないよう対象事業実施区域内に十分な滞留スペースを設ける。

・敷地内での空ぶかしの抑制・アイドリングストップ等を行い、適正な走行に努めるよう指導する。

・ごみ収集車両等の走行距離、搬入回数の削減に向け、効率的なごみ収集体制を検討する。

6.6　災害、防災対策

計画施設における災害、防災対策として、今後において下記の観点から施設整備を検討する。

・地域の核となるために必要な施設の耐震化・浸水対策等を図り、強靭な廃棄物処理システムを確保した施設

・災害廃棄物を円滑に処理するための拠点として貢献できる施設

・災害時には地域の避難拠点として貢献する防災対策機能を備えた施設

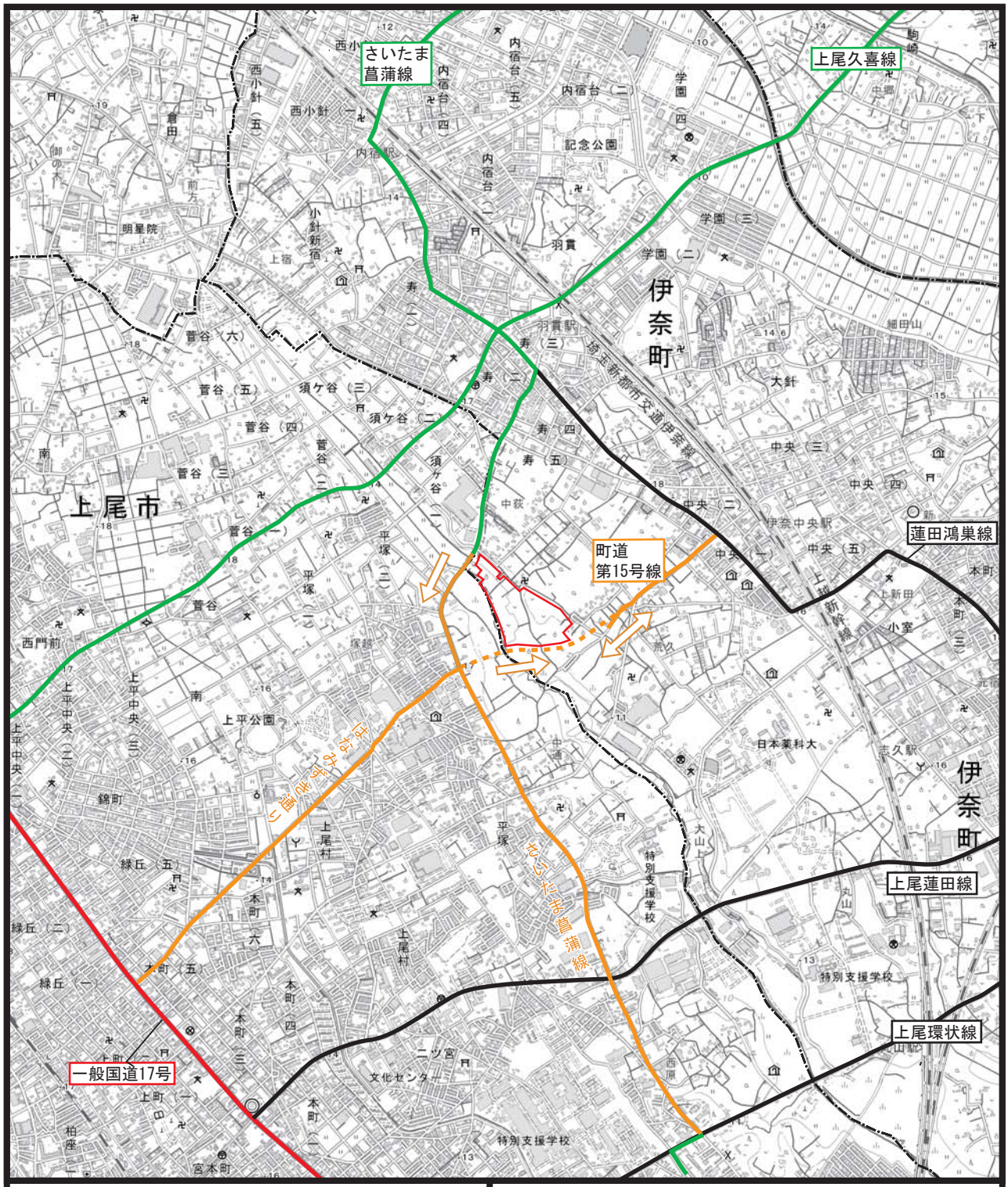

凡例

：対象事業実施区域

：主な搬出入道路
（破線部分は計画道路を示す。）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道

N

S＝1:25,000

0　250　500　1000m

図2.6.5-1　主な搬出入道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

6.7　工事計画

1）工事の概要

本事業の工事は、表 2.6.7-1 に示すとおり、造成工事、施設建設のための土木建築工事、プラント工事、外構工事、試運転を想定している。

また、工事期間は令和10年度から令和14年度の5年間を予定している。

表2.6.7-1　工事の内容

項目		工事内容
造成工事		計画施設建設工事に先立ち、バックホウ、ブルドーザ等により対象事業実施区域を造成して、計画施設を設置するための準備を行う。
計画施設建設工事	土木建築工事	土木建築工事としての工場棟、煙突等の工事は、クレーンによる鉄骨及び鉄筋の組み立てを行い、コンクリートを打設する。
	プラント工事	土木建築工事と並行してプラント工事を実施する。プラント機器は、トラックにより搬入し、組み立て、据え付けはクレーン等を用いて行う。
	外構工事	場内道路の整備、場内排水設備、門扉、囲障、外灯等の設備や植栽等を行う。
	試運転	プラント工事完了後に試運転を行い、処理能力及び公害防止機能等を確認する。

2）資材運搬等の車両の主な搬出入道路

資材運搬等の車両の搬出入道路は、図2.6.7-1に示すとおりである。

上尾市側からは、県道上尾環状線、国道17号、県道上尾蓮田線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となる。また、国道17号から市道はなみずき通りを通る経路についても主な搬出入道路となる。

一方、伊奈町側からは県道上尾久喜線などを経て、県道さいたま菖蒲線が主な搬出入道路となる。

このように、工事中の資材運搬等の車両は、対象事業実施区域の北側からの出入りとなる。

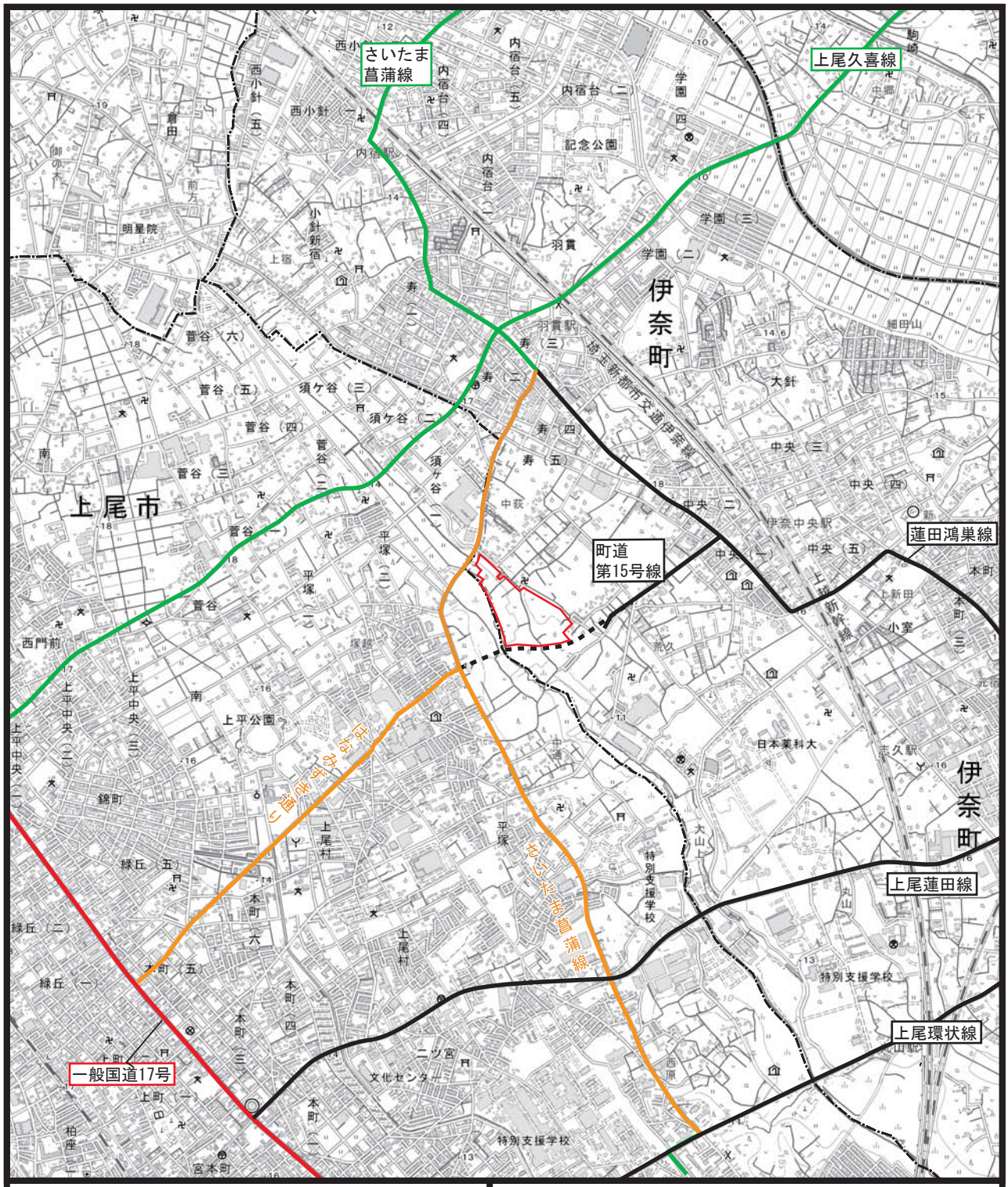

凡例

：対象事業実施区域

：主な搬出入道路
（破線部分は計画道路を示す。）

：国道

：主要地方道

：一般都道府県・指定市の一般市道

N

S＝1:25,000

0　250　500　1000m

図2.6.7-1　資材運搬等の車両の主な搬出入道路

この地図は、国土地理院発行の電子地図2万5千分の1を使用したものである。

3) 環境保全に関する計画

(1) 大気汚染防止対策

・建設機械は、極力排ガス対策型(低公害型)の建設機械を使用する。
・敷地境界には工事用仮囲い等を設置するほか、敷鉄板の設置、散水等を実施し、粉じん等の飛散防止を図る。
・資材運搬等の車両は実行可能な範囲で、排出ガス規制適合車及び低燃費車、九都県市粒子状物質減少装置装着適合車等の低公害車を使用する。
・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
・資材運搬等の車両のタイヤに付着した泥・土の飛散を防止するために、工事関係車両出入口付近にて水洗いを行う。

(2) 騒音・振動防止対策

・建設機械は、極力低騒音型､低振動型の建設機械を使用する。
・敷地境界または工事区域の境界上に、工事用仮囲い等を設置し、騒音の伝播防止を図る。

(3) 水質汚濁対策

・工事中に発生する濁水は、対象事業実施区域内に仮設沈砂設備（以下､「沈砂池等」という。）を設置することにより、濁水の発生を抑制する。

(4) 土壌汚染防止

本環境影響評価の実施と並行して、土壌汚染対策法に基づく地歴調査を実施中である。地歴調査では、対象事業実施区域における土壌汚染のおそれを以下の３種に区分する。

・土壌汚染が存在するおそれが「ない」と認められる土地
　→　試料採取等は必要としない
・土壌汚染が存在するおそれが「少ない」と認められる土地
　→　900 ㎡単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。
・土壌汚染が存在するおそれが「比較的多い」と認められる土地。
　→　100 ㎡単位で試料採取等対象物質の種類ごとに試料採取等を行う。

ここで、土壌汚染が明らかになった場合には、土壌汚染対策法に基づき、適切な手続き、措置を講じるものとする。

(5) 廃棄物発生抑制

・工事中に発生した廃棄物等については、関係法令等を遵守して、適正処理を図るとともに、分別回収を徹底し、実行可能な範囲で減量化及び再利用・再資源化に努める。
・再生資材及び再利用資材の活用に努める。
・建設残土について場内での再利用に努め、搬出量を抑制する。

(6) 温室効果ガス発生抑制

・資材運搬等の車両は、実行可能な範囲内で低燃費車を使用する。
・資材運搬等の車両の過積載防止を徹底する。
・資材運搬等の車両の不必要な空ぶかしの抑制やアイドリングストップの励行等のエコドライブに努める。

(7) その他（交通安全対策）

・資材等運搬車両の主要走行ルートを設定する。
・資材等運搬車両は、速度や積載量等の交通規制を遵守する。
・資材運搬等の車両が、特定の日時・場所に集中しないよう計画的な運行管理に努める。
・交通誘導員を配置し、歩行者等の安全を確保する。